

愛 媛 県
愛 南 町
株式会社 伊 予 銀 行
宇 和 島 信 用 金 庫
愛 南 漁 業 協 同 組 合
久 良 漁 業 協 同 組 合
株式会社 地域経済活性化支援機構

「愛媛県、愛南町、株式会社伊予銀行、宇和島信用金庫、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合及び株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定」の締結について

愛媛県、愛南町、株式会社伊予銀行、宇和島信用金庫、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合及び地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)は、本日、「愛媛県、愛南町、株式会社伊予銀行、宇和島信用金庫、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合及び株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 趣旨・目的

魚類養殖生産量が全国一位の愛媛県において、とりわけ、愛南町は、産業全体に占める第一次産業の比率が高く、漁業、なかでも海面養殖業が盛んで、全国トップクラスの生産規模を誇る養殖事業者が集まる一大産地です。愛南町は海面養殖業の活性化が同地域の活性化に不可欠であるとの方針の下、既に漁協等との連携による活性化の取り組みを始めています。

今般、海面養殖業を軸とした地域活性化をさらに推進すべく、愛媛県、愛南町、株式会社伊予銀行、宇和島信用金庫、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合及び機構は、相互の連携及び協力の下、県内産業の活性化に資する活動を積極的に行ってまいります。

2. 当面の連携・協力事項

- (1) 適宜の情報交換及び意見交換
- (2) 愛南町地域活性化の実現に向けた施策の立案及び実施
- (3) 同地域活性化に向けた人材の育成

なお、上記以外の事項についても、随時連携・協力可能な方策を追加検討していくこととしています。

以上

愛媛県、愛南町、株式会社伊予銀行、宇和島信用金庫、愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合と株式会社地域経済活性化支援機構との包括的連携協定書

愛南町（愛媛県南宇和郡）では、産業全体に占める第1次産業の比率が高く、中でも漁業、とりわけ海面養殖業が盛んである。愛南町は、海面養殖業の活性化が地域の活性化に不可欠であるとの方針の下、既に漁協等との連携による活性化の取り組みを始めている。

この点を踏まえ、愛媛県（以下「甲」という。）愛南町（以下「乙」という。）株式会社伊予銀行（以下「丙」という。）宇和島信用金庫（以下「丁」という。）愛南漁業協同組合（以下「戊」という。）久良漁業協同組合（以下「己」という。）及び株式会社地域経済活性化支援機構（以下「庚」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

- 第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚それぞれの取組みを双方の連携及び協力の下に実施していくことにより、地域経済の活性化の推進に資することを目的とする。
- 2 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚間の連携及び協力に当たっては、適宜適切な情報交換及び意見交換を行い、具体的な施策を企画立案・共有していくこととする。

（連携事項）

- 第2条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、前条の目的を達成するため、次の事項に取り組むこととする。
- （1）適宜の情報交換及び意見交換
- （2）地域活性化の実現に向けた施策の立案及び実施
- （3）地域活性化に向けた人材の育成
- 2 本活動における具体的な内容については、甲乙丙丁戊己庚間において適宜協議を行い定めるものとする。

（秘密の保持）

- 第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定に基づき提供された情報については、第1条の目的のためにのみ使用することとし、相手方の許諾を事前に得ることなく他の目的に使用してはならない。
- 2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づき提供された情報を秘密として保持し、相手方の許諾を得ることなく、自己の役職員、弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然に又は契約により守秘義務を負う者及び情報開示を求めることにつき法律上の権限を有する者を除き、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
- 3 庚は、本協定に基づき提供された情報を秘密として保持し、相手方の許諾を得ることなく、自己の役職員、弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然に又は契約により守秘義務を負う者、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。）第58条に規定する主務大臣及び情報開示を求めることにつき法律上の権限を有する者を除き、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

4 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定が第6条に規定する有効期間の到来により効力を失った後も、庚が解散するまでの間、前3項の規定を順守する義務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(他団体との連携の許容)

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定の締結により、丙、丁、戊、己及び庚が甲又は乙以外の地方公共団体等と連携し、協力すること及び甲及び乙が丙、丁、戊、己又は庚以外の民間企業と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が終了する1カ月前までに甲、乙、丙、丁、戊、己又は庚が書面により特段の申出を行わないときは有効期間終了から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、甲乙丙丁戊己庚協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を7通作成し、甲乙丙丁戊己庚記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月22日

甲 愛媛県
知事 中村時広

乙 愛南町
町長 清水雅文

丙 株式会社伊予銀行
取締役頭取 大塚岩男

丁 宇和島信用金庫
理事長 村 尾 明 弘

戊 愛南漁業協同組合
代表理事組合長 立 花 弘 樹

己 久良漁業協同組合
代表理事組合長 竹 田 英 則

庚 株式会社地域経済活性化支援機構
代表取締役社長 今 井 信 義